保 発 0524 第 1号 平成22年5月24日

都道府県知事 | 殿地方厚生(支)局長

厚生労働省保険局長

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正について(通知)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準については、昭和33年9月30日付保 発第64号により実施しているところであるが、今般、算定基準の一部を下記のとお り改正し、本年6月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して 周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

(1) 打撲及び捻挫の後療料について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定について」の別紙の打撲及び捻挫に係る表中「後療料 470円」を「後療料 500円」に改める。

(2) 備考3. について

備考3.中「3部位目は所定料金の100分の80、4部位目は所定料金の100分の33に相当する額により算定する。なお、5部位目以降に係る費用については、4部位目までの料金に含まれる。」を「3部位目は所定料金の100分の70に相当する額により算定する。なお、4部位目以降に係る費用については、3部位目までの料金に含まれる。」に改める。

(3) 備考5. について

備考5. 中「地方社会保険事務局長」を「地方厚生(支)局長」に改める。

○ 柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準 新旧対照表

ŕ

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準

| 打撲及び捻挫 | 施療料 | 後療料 |
|--------|------|-----|
| 1. 打 撲 | 740円 | |
| 2. 捻 挫 | 740円 | |

旧

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準

| 打撲及び捻挫 | 施療料 | 後療料 |
|--------|------|--------------|
| 1. 打 撲 | 740円 | |
| 2. 捻 挫 | 740円 | <u>470 H</u> |

備考 1. ~2. (略)

3. 施術部位が3部位以上の場合は、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について3部位目は所定料金の100分の70に相当する額により算定する。なお、4 部位目以降に係る費用については、3部位目までの料金に含まれる。

4. (略)

5. 初検日を含む月(ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月)から起算して5ヶ月を超えて、継続して3部位以上の施術(骨折又は不全骨折に係るものを含む。)を行った場合は、備考3. 及び備考4. による方法に代えて、あらかじめ地方厚生(支)局長及び都道府県知事に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定する。この場合において、当該施術に要する費用の範囲内に限り、前記料金を超える金額の支払いを患者から受けることができる。

備考 1. ~2. (略)

3. 施術部位が3部位以上の場合は、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について3部位目は所定料金の100分の80、4部位目は所定料金の100分の33に相当する額により算定する。なお、5部位目以降に係る費用については、4部位目までの料金に含まれる。

4. (略)

5. 初検日を含む月(ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月)から起算して5ヶ月を超えて、継続して3部位以上の施術(骨折又は不全骨折に係るものを含む。)を行った場合は、備考3. 及び備考4. による方法に代えて、あらかじめ地方社会保険事務局長及び都道府県知事に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定する。この場合において、当該施術に要する費用の範囲内に限り、前記料金を超える金額の支払いを患者から受けることができる。